公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２６号
高知県吾川郡仁淀川町峯岩戸1823番地３、住民票上の住所高知県吾川郡仁淀川町峯岩戸323番地
債務者　井上美江子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第１４０号
福岡県久留米市長門石３丁目10番34―207号
債務者　島　　良平
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１６号
大分県豊後大野市緒方町馬背畑303番地、借入時の住所大分市三川下３丁目１番35号ウィンディ三川201
債務者　恵比根　誠
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２５年（フ）第８７号
宮崎県延岡市浜砂２丁目17番16―107号　サニーハイツ
債務者　黒木佐代子（旧姓谷川）
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第２６６号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目33番11号　ユンゲス21永秀313号
債務者　無州　　徹
1　決定年月日時　平成25年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第５９号
鹿児島県肝属郡肝付町新富268番地、前住所鹿児島県肝属郡肝付町新富561番地２
債務者　山下　洋一
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１７０号
徳島県徳島市佐古三番町２番12号
債務者　村上　　卓
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４５号
宮城県東松島市大塩字緑ケ丘四丁目４番地１グリーンタウンやもと２　応急仮設住宅64―５号室、前住所埼玉県久喜市鷲宮２丁目11番30号　植竹ハイツ202号
債務者　櫻井よし子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第４４５号
熊本市東区月出７丁目１番５号　コーポ山城205号、前住所熊本県上益城郡御船町大字高木3424番地
債務者　西島　　修
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４５６号
熊本市東区新南部３丁目７番150号　エスポワール園田403、前住所熊本市東区下南部２丁目16番３号　シヤトレー下南部205
債務者　浜津佐由美
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４５８号
熊本県宇城市小川町北新田680番地　松の本団地11―31
債務者　鬼塚佐和子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４６８号
熊本市東区八反田２丁目６番５号　エクセレントⅠ202、前住所熊本市東区錦ケ丘24番１―102号　たくまビル
債務者　髙田　和浩
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４６９号
熊本県上益城郡御船町大字滝尾6228番地　玉虫団地365号、前住所熊本県上益城郡御船町大字滝川1232番地　コーポプリメイロⅠ101号
債務者　日田　　武
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４７０号
熊本県上益城郡御船町大字滝尾6228番地　玉虫団地365号、前住所熊本県上益城郡御船町大字滝川1232番地　コーポプリメイロⅠ101号
債務者　日田　彩乃
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係